三　森林経営管理法第十条又は第二十四条（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　略］

五　森林経営管理法第四十五条第二項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　森林経営管理法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　森林経営管理法第六十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［60～83　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～6　略］

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　子ども・子育て支援法第三十条の十五第一項の乳児等支援給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十三　乳児等支援支給認定証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十四　子ども・子育て支援法第三十条の十七第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十五　乳児等支援給付認定保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十六　［略］

十七　［略］

［8～57　略］

58　法別表第四の四の四十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　森林経営管理法第五条の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　略］

五　森林経営管理法第四十五条第二項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　森林経営管理法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　森林経営管理法第六十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［59～82　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　同上］

［新設］

五　森林経営管理法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［60～83　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［一～十一　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

十二　［同上］

十三　［同上］

［8～57　同上］

58　［同上］

［一　同上］

二　森林経営管理法第五条の経営管理意向調査の実施に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　森林経営管理法第十条又は第二十四条の探索に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［四　同上］

［新設］

［新設］

五　森林経営管理法第四十二条第一項の命令に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［59～82　同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。